

令和 7 年 3 月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課

旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度要領の改正について

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定について改正し、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する入札から適用しますのでお知らせします。

1 改正の内容

建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約における最低制限価格の算定について、これまで、有効な入札の平均に一定の率を乗じる、いわゆる変動型の最低制限価格を適用してきましたが、令和 7 年 4 月から、原則、調査基準価格を最低制限価格とします。